

〔講演録〕

司法過疎地域における弁護士の責務

—紋別，相馬での経験を通じて—

弁護士 松本三加

- I はじめに
- II ひまわり事務所について
- III 修習生の頃（～1999年）
- IV 弁護士1年目（桜丘法律事務所・2000年）
- V 北海道紋別ひまわり基金法律事務所へ（2001年～2003年）
- VI 再び東京へ（2004年）
- VII 出産・留学（2005年～2007年）
- VIII 帰国・相馬へ（2007年～）
- IX 福島県浜通りでの被災（2011年3月）
- X 震災後，弁護士として何をすべきか
- XI おわりに

I はじめに

昨年6月15日，法曹倫理授業の一環として弁護士の松本三加先生の特別講義が行われた。松本先生は司法過疎地域の解消に向け長年精力的に活動されており，本講義では司法過疎地における弁護士の責務について語って下さった。また，現在東北で活躍されている先生は2012年3月11日の東日本大震災で被災されている。本講義ではその経験を通じ，災後とも言われている現在において弁護士はどうあるべきか。そして我々学生は何を考え，どのように日々学んでいくべきであるかということについても話して下さった。

本稿はその講義を基に，若干の加筆を加えたものである。

II ひまわり事務所について

みなさんこんにちは、松本と申します。まず私の経歴なんですけれども、私は1974年生まれで、98年に大学を卒業して、第52期司法修習生になりました。それで2000年に弁護士登録をして、桜丘法律事務所に入所しました。2001年からは2年ほど紋別に、ひまわり基金法律事務所初代所長として赴任しました。それから一度東京に戻ってきて、2006年にカリフォルニア大学バークレー校に客員研究員として留学しました。帰国後の2007年から2010年3月までは、相馬で相馬ひまわり基金法律事務所に勤務していました。その後、2010年8月福島県のいわき市に浜通り法律事務所を開所して、2011年の3月に今回の東日本大震災で被災しました。

これだけ聞くと色々なことしているように聞こえますよね。もしかしたら、みなさんおおーとか思うかもしれないですけどね。私は特に親類とかに弁護士がいるわけでもなく、弁護士って何だ、何をやる職業なんだろうと思いつつ、何もわからないままこの世界に入って、色々迷いながらこの今の自分にたどり着いたという感じです。ですので、もし今日の私の話の中でみなさんの進路選択とかそういったものに、関わらせて考えられるようなことが少しでもあれば、私が今日来た意味はそこにあると思います。そんな感じで、決して他人ごとではないというような気持ちで聞いていただければと思います。

さて、1/42000、これは何の数字でしょうか。これは、私が紋別に行った時の、人口当たりの弁護士の数です¹⁾。1/1700、これはなんですか。これは2001年段階の東京における人口当たりの弁護士の数です²⁾。もっとも経済規模とかそういうのを排除した数で、東京には大きい会社とかもたくさんあって、そういうのは捨象した数ですから単純に比較はできませんけれど、圧倒的な差がある。これが司法過疎、弁護士過疎の実態です。

ひまわり基金とかゼロワン地域という言葉を知っていますか。ゼロワン地域ってというのは、裁判所はあるのにその管内に弁護士が一人もいない、あるいは

¹⁾ 笠原裕治「旭川の弁護士需要」自由と正義 60 卷 11 号 125 頁 (2009 年)。

²⁾ 日本弁護士連合会公式サイト「あなたのまちに弁護士を～過疎偏在対策～」。

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/counsel/kaso_taisaku.html> (2012 年 3 月 17 日最終アクセス)。

一人しかいないという地域です。私は、10年前に北海道に赴任したんですけれど、これから話すようにその時には、全国にゼロワン地域が100か所以上もありました³⁾。

一人しかいないというのがなぜ問題になるかという、事件が起こって一方に弁護士が就いたらもう一方も弁護士が必要になるし、できれば地元で頼めたほうがいい。だからある地域に弁護士が一人しかいないと、法的サービスという意味ではまだ十分ではない。それでゼロワン地域ということなんですね。

これを解消するために日弁連がゼロワン地域に弁護士が赴任していただけるような制度を作ろうということで、10年位前からひまわり基金のプロジェクトを始めました⁴⁾。その当時はゼロワン地域にはなぜ弁護士がいないのか、そこではどういう事件が起こるのか、そういう事は誰にもわからないいわば未開の地のような状況でしたから、そこに実際に赴任する弁護士がいて万が一そういう人が経済的に困るようだったら、援助をしようということでこの基金を立ち上げました。そこで、やはり日本国民に法的サービスを行き渡らせるのには弁護士として責任があるだろうということで、当時、弁護士全員が毎月千円ずつ日弁連に支払って、それを弁護士過疎対策のために充てようということが始まったわけです。これは2000年の頃の話ですが、今でも月700円とか、上がったたり下がったりしながら、全員が積み立てて運営に携わっています。これは非常に画期的な制度でした。

Ⅲ 修習生の頃（～1999年）

ここで、私が修習生の頃の話になるんですけど、その頃は2年修習の最後の年で、ひまわり基金が立ち上がった頃でした。その中で就職先を探していたんですね。だけど、自分なりに自分のなりたい弁護士像とか考えてはいたんですが、なかなか自分の就職したいところが見つからなかったんです。これだけ見つからないなら、いっそほかの業種に進もうかとすら思ったくらいです。だけ

³⁾ 前掲注1)。

⁴⁾ 日本弁護士連合会公式サイト「ひまわり基金法律事務所の概要と紹介」。

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/counsel/kaso_taisaku/himawari.html> (2012年3月17日最終アクセス)。

ど、せっかく色々犠牲にしながら死ぬほど勉強してこの道を選んだわけですから、納得のいく一人前の弁護士になりたいという気持ちだけは強く、それは譲れなかったんですね。それだけに就職先も苦労してしまった。ただ、そういうことをしている中でも、自分にとって大事なのは困っている人の力になれる、そういうことを実感できる仕事がしたいということだと。それが具体的にどんな事かは分からないけど、それだけは大事にしたいと思って、色々な弁護士さんに会ったり、採用担当の方に会ったりしていました。

その時にちょうど先ほどの基金のプロジェクトが立ち上がって、実際にゼロワン地域に赴任する弁護士を募集していたんですね。その養成をするといっていたのが、当時の就職先である桜丘法律事務所です。弁護士の求人紙をめくっていたらこの事務所には備考欄に一言、弁護士過疎地域に行ってもらうことが条件ですと書いてあったんです。それで、ビビッときて一目ぼれしまして、渋谷にある桜丘法律事務所に入りました。

その当時は、弁護士過疎地域でどういうことをするのかっていうことで、なんとなく無医村地域のような、Dr.コトーみたいなイメージを持っていたと思います。だからそこでどういうことをやるかっていうことを自分なりに考えていました。それともう一つ、自分でもそこは冷静だったなと思うんですけど、こういう始まったばかりのプロジェクトに参加して色々成し遂げれば、この分野のパイオニアになれるだろうし、憧れてくれる後輩も出てきて後に続いてくれるんじゃないかなと、結構ちゃんと考えていました。

IV 弁護士1年目（桜丘法律事務所・2000年）

そうして弁護士になりました。仕事としては普通に民事、刑事、家事と一通り色々な事をやりました。不十分ではありましたが、とにかくがむしゃらに仕事をしました。事務所も1年したら過疎地に送り出すということを徹底していたので、事務所の事件だけでなく弁護士会の、色々な会とかに入って活動したり、そういうところで親しくなった弁護士さんと一緒に事件をやらせてもらったりそういうこともしました。1年目ですので、何も分からないまま一生懸命訴状を作ったりしていました。そのなかで、色々な弁護士さんの仕事の仕方を見

せてもらって、それが今でも自分の糧や肥やしとなっていますね。そういう1年でした。恵まれていたのでしょうけど、とにかく見て習う、分からないときは聞く、そういう姿勢を学んだ1年でしたね。

そんな中で、これからゼロワン地域で弁護士として開業するということが新人としてしなくてはならない。その当時には、ゼロワン地域に人を赴任させるというのはあまりメジャーな話ではなかったですし、現在でも弁護士さんの中にはなぜお金を集められているのかがよくわかってない方もいらっしゃるくらいだと思います。そもそも、なぜゼロワン地域ができていいのかということについても意見が一致しているわけではなくて、弁護士がいないってことは仕事がないし市民も別に必要としてないってことじゃないのかとかいう意見もやっぱりあったんですよね。しかも、今でもまず法律事務所にインソ弁で就職して、経験やお客さんを得なきゃいけないとか、地方で働きたいなら最初から地方で働き、地方出身なら東京で修業して故郷に帰るとか、そういう働き方のパターンが決まっていると思います。でも、私が東京からひまわりで北海道に行くというのは、それを打ち破るといえるか、そういうパターンにははまらないものだったんですよね。そもそも私は、東京生まれ東京育ちで、大学も一橋ですし、修習も東京だったので、北海道とは縁もゆかりもない人間だったわけですから。そんな人が、地方の事が分かるのかというのは実際言われましたし、弁護士としての経験も少ない、期限付きの赴任で定着もしないなんて考えられない。それに今でこそ男女でどうってことはないですけど、法曹界は年上の人であればあるほど女性が少ないですからね。平たく言うと、若いよそ者の姉ちゃんが一時的にだけ行くなんてありえない、これは絶対に難しいだろうと言われましたね。だから、そもそもニーズもないし、仮に仕事があってもそんなよそ者に相談はしないだろうということをご心配されました。でも、私は就職活動の中で、こういう風に思われていたところに活路を見出していた部分があった気がします。ただまあ今振り返ってみればという感じで、当時はただがむしゃらでしたけどね。

V 北海道紋別ひまわり基金法律事務所へ (2001年～2003年)

そんななかで紋別に赴任するわけなんですが、冒頭で1/42000と言いましたが、紋別には旭川紋別支部があって管内人口が42000人ですね。面積は東京の1.3倍。本庁まで140キロもあります。それで、開廷日が月にたった3日です。裁判所はあるんですが、裁判官が常駐してなくて、彼らは140キロ離れた旭川地裁の本庁から標高700メートルくらいの峠を越えて来ます。冬になると吹雪の中を来るような感じです。今は、高速道路ができたので、交通の便は少し良くなりましたかね。基本的に私は支部の仕事をするので、旭川に頻繁に行かなくてもいいんですけど、この3日のあいだに色々な事件を一気にまとめて処理するんですね。まあ細かいことを言うと他の支部に行ったりもするんですが。

それで結局、相談件数が527件、受任したのが199件とたくさん来ました。私の赴任は2年間で、その間にこれだけあるわけなので、土日も働いたりしていましたね。この事件の中にはもちろん刑事もありました。冒頭でもゼロワン地域になぜ弁護士が必要かって話をしましたが、これは被疑者国選の議論とも大きく連動していたんですね。被疑者国選を実現しようとしても、被疑者が逮捕されたときに140キロ先から3時間かけて行かないと弁護士が接見できないというのでは意味ないですよ。だから、弁護士の側では対応できているぞと、そういう状況を作る必要があったんです。

みなさんも必ずしもこういう人権とか過疎とかのことをやろうと目指す必要もないですし、各分野に適材適所だと思うんですけど、やっぱりそのときやりたいと思ったことを曲げると後から大変なことになると思うんですよね。みなさんは就職大変だと思いますけど、自分はこういうことをしたいというのをアプローチしていくことで道が開ける、なにがしたいかっていうのが見つからないときは、みんなの話を聞いたりして自分でアンテナを張って見つけていくこ



とが大事なんじゃないかなあというのは、今振り返って思いますね。

それで、私が紋別に行っている間に何が変わったかですが、私が就職するときに抱いた違和感とか、従来にはない働き方とか、そういうようなことがなかなか変わってきたんですね。その頃には段々と都市型の公設事務所とか、過疎地に新人を赴任させる事務所なんかもできました。それから、都会の中でもなかなか弁護士に相談できない人のために、司法サービスを提供する事務所なんかもできました。企業内弁護士なんかもそうですけど、とにかく弁護士事務所にいるという働き方だけじゃない、色々な働き方が出てきたと思うんですね。これに関しては人権活動とか、公益とかそういう意識が生まれてきたんだなあと思います。それから地域についてですね。紋別でいえば、そもそも裁判官が月3日しかいないというのはすごく不利益なんですよね。その時に刑事の公判が1回開かれて、3日で判断できないと、来月になっちゃうんですが、その間、例えば判決のためだけに1か月も被告人を拘留しておくというのは絶対おかしいと思いました。そのときは、紋別で事件があったら旭川の弁護士さんが国選で来ていたりしたんですね。でも、3日間も滞在するということが出来ないから、即決でない限りは裁判官のいる3日のうちに判決を出してもらったりはできないんですよ。そうすると、弁護士が国選事件のためだけに3日宿泊滞在なんてできないし、2回日帰りするわけにもいかない。だけど、私が赴任してからはその3日に集中して判決まで行くという事もできるようになりました。

また、裁判のことだけじゃなくて、地域に弁護士がいることで高齢者の問題や、子供の問題、知的障害者の問題なんかも相談を受けられて、その上で市役所とか、ケースワーカーの方とか色々な方と役割分担をして対応できると。そういった地域のインフラの1つとして弁護士事務所を考えるっていうのもこの時から、実際に日本全国に弁護士が行ったことも相まって、始まったのかなと思います。

VI 再び東京へ（2004年）

それで、それからなんですけど、私は紋別ひまわり基金法律事務所に赴任した後、再び東京に帰ってくるんですね。その頃にはもうひまわり基金の事務所

は全国に延べ 20 か所程度になっていました。最初は泥船だとかニーズがないとか言われていた制度でしたが、弁護士会が全国に何百か所もあったゼロワン地域をこの制度で埋めていこうと要請してくれまして、更にそれから数年して 100 か所くらいまで増えました。この時には、私もたくさんマスコミに露出したりしていましたね。講演なんかにも引っ張りだこでした。ちなみに紋別にいたときにも、今まで弁護士がいなかったこともあって、色々と講演の機会がありましたね。ひまわり弁護士についても特集を組んでもらったりして、それを通じてマスコミにも色々と課題があるんだっていう問題意識を持ってもらえたと思います。

まあこういうことをしているうちに、私は 52 期ですけども、その後の 54 期とか 55 期とかには泥船と違ってことじゃなく、積極的に私もゼロワン地域に行きたいという人が出てきました。まあそうは言ってもメジャーではないんですけどね。それでも、そういうところに行きたいっていう人が出てきてくれて、その人たちが実際に赴任していましたね。今でもその方々は、公設の関係とか裁判員とか日弁連の活動とか、様々な場で活躍しています。もちろん、今回の震災の最前線もひまわりですね。

その頃に、法テラス⁵⁾なんかもできてきました。法テラスっていうのは色々な事業をやっているんですが、事件処理以外にも法律扶助とってお金のない人のために弁護士費用を立て替えたりなんかもしています。法テラスも司法過疎の場所に事務所作ったりしていますね。法テラスは国の税金が入っているので、スタッフの方はお給料制でやっています。でも、これもその前身としてひまわりが色々なところで仕事をして、これは税金を投入してでもやる意味のあることだということを実証したからというのがありますね。だからすごく連動しているんです。実際に私はその頃、自分のひまわりでの活動を当時の司法改革の顧問会議に行って報告したりしています。ただ、自分の体験を話しに行っただけなんですけど、「おおそんなニーズがあるんですか」という反応で。私が報告したのは、偉そうに言えば「司法サービスを行き渡らせるのは国の責務だ」みたいな話ですけど、実際のところ私はただやったことを話していくっていう活動をしていましたね。これが、東京に戻ってきたころの活動です。

⁵⁾ 法テラス公式サイト<http://www.houterasu.or.jp/?gclid=CJzfyJaK3K4CFcgopAodu2Mj_g> (2012 年 3 月 17 日最終アクセス)。

それで、なんで泥船とか言われたひまわりが支持されたのかですけど、それはやっぱり一般市民が必要としていたからですよ。東京から見ていると分からないですけど、実際に行ってみると、一般の人がたくさん法律相談に来ました。内容も、離婚とか破産とか、難しい医療過誤なんかもあります。判例タイムズに載ったのだと、ばんえい競馬って聞いたことありますか。北海道には道産子がソリを曳いてやる競馬っていうのがあるんですが、その競走馬の医療ミスというのもしました⁶⁾。だから、ただ単にサラ金を処理しているとかそういうのだけでなくいろいろな事件があって、みなさん相談に来てくれました。

なんか田舎は村社会で、町のお偉いさんがすべてを裁いていくので、弁護士が入って裁判沙汰にするのはよくないとか言われるんですが、もうそんな時代じゃないですね。もう、そんなことだけで生きていけるような世の中ではないですから、トラブルは法的にちゃんと解決して、自分の生活をきちっと守っていこうとか、そういう意識は都会と全く変わらないですよ。そこには田舎だからっていう変な先入観があるのかもしれないですね。紋別には行政の困りごと相談というのがあったので、弁護士がいなかった当時は、トラブルがあるとそこに相談するわけです。だけど相談してみたところ、内容が弁護士事案だから訴訟とか調停してって言われたりしても、いないからどうしようもない。かといって、行政としても 140 キロかけて旭川まで行ってくださいってわけにもいかない。じゃあどうすればいいのかってのもよく分からないから、そのままやむやになっていたみたいなところがありますね。現実はそのような状態なのに、田舎だから弁護士が必要ないかっていうとそれでいいわけじゃないですね。やっぱりそういうトラブルで、もう人生が終わったなんて嘆いている方もいましたし、事故の問題でお金を請求したいのに、いろいろ阻まれているなんてこともありました。かつてはそんな状態だったから、弁護士とその他の関係の方との連携が市民に支持された。そしてそういう状態だったからこそ、ひまわりや法テラスがここまで広まったんだと思いますね。

⁶⁾ 札幌高判平成 19 年 3 月 9 日判タ 1250 号 284 頁。

但し、松本弁護士は 1 審の途中で紋別での任期を終えたため、以降は後任に引き継がれている。

VII 出産・留学 (2005年～2007年)

それで、そのあとは東京の事務所に戻っていろいろな仕事をしていました。そのころはもう法テラスができていて、自分が今後何年か何をしていくんだろうと思っていましたね。東京に戻った頃には既に司法制度改革でひまわりが広まっていたから、まずは司法過疎に行く後輩のサポートなんかには奔走していました。

そんな中でそういうさっき言ったような公の場に私が行くと、諸外国の制度はどうなっているんですかとか、アメリカなんかは弁護士多いから司法過疎地なんかないんですかねとか聞かれることが多かったんですが、全然わからなかったんです。そもそも当時は、そういう視点の研究ってなかったみたいなんですよね。それで外国の制度ってどうなんだろうなって考えているうちに、これはもう自分で行くしかないなって思いました。

でも、英語なんか別に得意だったわけではないし、むしろ大学学部生の時代に留学する周りの友人を見て凄いなあって思っていたくらいなんですけど、自分でやりたいことがあるっていうモチベーションはやっぱり強いですね。それとあと、おそらく女性の方はみんなそうだと思うんですけど、仕事して結婚して出産して仕事してどうなるんだろう私、みたいなのが絶対あると思うんです。まあ男性の方も結婚して子供が生まれますけど、出産で物理的にお休みをされる期間っていうのはないですよ。でも、女性は出産の瞬間には入院をしてお休みをしなくてはならないですし、子供が生まれたら面倒を見たりそういうことがあるわけですね。ちなみに私は、2000年の紋別に行く前に結婚をしたんです。夫は年上なのに、なぜか2期後に受かったんですけど(笑)。それで私が紋別に行っている間、夫は修習生だったんですね。夫は横浜修習だったので、一旦別居してまた戻ってきてっていうことがあって。帰ってきた頃には夫は東京で弁護士をしていたんですけど、その後出産という事になりました。それで、どうせ出産して休むなら留学と育児休暇を兼ねようかという事で、うまいこと日弁連の制度を利用してアメリカに行きました。留学制度も色々ありますが、私は日弁連の制度でカリフォルニアに1年間留学して、アメリカの制度をみてきました。

それで、今度はカリフォルニアの話ですね。私はサンフランシスコ沿岸のバークレーというところに留学していたんですが、弁護士が山のようにいるから弁護士過疎なんてないだろうと思っていたら、大間違いなんです。やっぱり弁護士が足りないところってあるんですね。

そういう状況の中で、日本と同じように大きい都市に本拠地を作って、若くて志のある人を過疎地に送り出す制度というのはあったんですね。まあ日本と違って任期制とかではなく、その辺は緩やかだったりします。あと、扶助団体の形も民事と刑事で完全に分かれていますし、刑事に関しては刑事専門の陪審の事もしっかりやる、パブリックディフェンダーっていう制度があるので、その辺なんかも日本とは違ったりします。ちなみカリフォルニアの扶助団体⁷⁾は基本的に民間ベースで構成されていて、そこにLSC っていう国の資金を配分された団体からの資金提供が入るんですね⁸⁾。他にも、州とかその郡とか市とかの予算が配布されたり、寄付とかもあります。その扶助団体のパンフレットとかあるんですけど、地元の銀行とかがこよく作ってくれるんですよ。まあ寄付控除とか税制の問題もあるけど、それが銀行の宣伝にもなると。あと、他の法律事務所も寄付をして、サンクスフォー何々事務所とか書かれたりして、いかにもアメリカらしいですね。そういう感じで、そこを拠点に司法過疎へ派遣されているっていう制度がありました⁹⁾。もちろん全米的にそれがなされているとも限らないんですけど、カリフォルニアはそうでした。



カリフォルニアには大農村地帯があって、移民の人とか貧しい人とかいらっ

⁷⁾ カリフォルニア州の代表的な法律扶助実施機関としてはLSNCやCRLA等が挙げられる。

なお、LSNC公式サイト<<http://lsnc.net/>>、CRLA公式サイト<<http://www.crla.org/>>

(両サイトとも2012年3月17日最終アクセス)。

⁸⁾ LSC公式サイト<<http://www.lsc.gov/>> (2012年3月17日最終アクセス)。

⁹⁾ 寺井一弘「弁護士過疎問題の現状と課題」龍谷法学40巻3号(2007年)<<http://ci.nii.ac.jp/naid/110007058190>> (2012年4月10日最終アクセス)。

なお、この論文の執筆にあたって松本弁護士も情報を提供されている。

しゃって、そういうところには圧倒的に弁護士が足りないんですよ。それで、そういう人のための訴訟活動をする。例えば家の問題とか、高齢者の医療の問題や労働環境改善とかですね。あと他に聞いたのだと、スラム街にトンネルがあってそれを通した時に地盤沈下した、それでその補償を求めるための裁判をしたとか。ほかにも、税金の問題なんかもやります。

アメリカでも大都市には圧倒的に弁護士がいます。だけどやはり、弁護士が十分に行き渡ってない層というのがあって、それに関しては単に弁護士の人数を増やしてもダメで、そういう層についてしっかり対策を採り続けなければ、弁護士過疎の問題は解決しないんだなというのを確信して、留学を終えることが出来ました。そういうのは公の責務だっていう考え方や、法的サービスを行き渡らせるのにはどういうアプローチをするべきなのか、そういう自分がそれまでの経験から考えていたことが、アメリカの司法過疎の問題に携わっている弁護士さんと共有できたっていうのは自分にとってすごく心強いことだったし、今でもそれが支えになっていますね。

弁護士になってこういう方向で行こうと思った時は、凄く孤独だったんですよ。なんかこの業界で必要されていないとか、居場所がないって思っていたんです。だけど、アメリカでこんなにこういう気持ちを共有できるっていうことは、やっぱりこの道を進んで行って大丈夫なんだなって思いましたね。もちろんアメリカと日本では制度が色々違いますから、学んだことを日本なりにカスタマイズしないといけないっていう部分はありますが、少なくともこういう視点っていうのは大事なんだなと思いました。

この留学は弁護士が誰のために何をするのか、まさにそれを考えるいい機会になりました。だからこれから何をしたいこうかっていう事よりも、そういう視点で活動をしていくのが自分のライフワークなんだなって思えて、不安だった部分に先の方が見えて、スカッと不安が取れた瞬間でもありましたね。

VIII 帰国・相馬へ（2007年～）

それで、アメリカから帰国した後は、ひまわりで相馬に行きました。福島県の相馬って、震災の関係で聞くと思うんですけどあの相馬ですね。もともとは

全然メジャーじゃないような、福島県の北にある海沿いの街です。ここも弁護士が大変少なく、2人いらっしゃったんですけど、一人は80代の方で、もう一人は脳梗塞で倒れられてしまって、実質としてはゼロというような状態だったんですね。それで、今までの経験を活かして色々やってみようと思って相馬に赴任しました。まあ子育てをしていたのでママ友との交流とかに終始してしまった感があったのですが（笑）、相馬では開業弁護士の誘致なんかをしていました。

ちなみに南相馬も相馬の管内なんですけど、今でいう原発から30キロ圏内のところで、そこには当時、弁護士が一人もいなかったんですね。弁護士がいないという事で、さっき言った80代の弁護士の方が行って、毎週法律相談をやっていたみたいなんです。そんな中、その弁護士の方が法律相談に行けなくなったという事で、私は夫と南相馬にも行っていました。相馬と南相馬は20キロくらい離れていて、車で20~30分くらいかかります。それで、月に1度南相馬まで法律相談に行くんですけど、当初ボランティアで行ってくださいという話でした。弁護士日当くらいは出してくれるのかと思ったんですけど、本当にボランティアということで、この法律相談は夫が担当していたんですけど、お弁当のうち半分くらいがグレープフルーツのお弁当があって、それが報酬なんだよとか言っていました。それで、半年くらいしたときに夫が、「南相馬に弁護士がいなからという事で相馬の弁護士を呼んでおいて、なんでまともなお弁当の1つも出ないんですか」ということで、市の担当の方に爆発しちゃったらしいんです（笑）。そしたら、当時の南相馬の市長さんに話がつながって、どうすればいいんですかという話になったので、「議会でお金出して弁護士呼ぶとかそれくらいはできるんじゃないですか」と言ったら、本当にそれが始まりました。南相馬の担当の方が日弁連の方に行って、過疎地の対策をしている方とかと話をし、予算をつけて弁護士の募集をしたら、弁護士さんが来たんですね¹⁰⁾。それが、今震災で奮闘している弁護士の方々です。震災後は彼らがブログとかで今こんなことで困っているとか、今こんなものが足りないとか情報発信したり、義援金に関しての法的な問題のサポートをしたり、もちろん原発の賠償なんかもやっていますね。彼ら自身も被災しているのですが、最前線で頑張っています。

¹⁰⁾ これにより、計4事務所が誘致されている。

IX 福島県浜通りでの被災 (2011年3月)

この写真はなんだと思いますか。これは東日本大震災の後に撮った、うちの事務所の写真です。いつもなら事務員さんが座っているはずの席も、置いてある本も全部ぐちゃぐちゃになっちゃいました。もう、全然なんだか分からないです。私の机のまわりもめちゃくちゃですね。幸いパーティションとかはちょっと倒れただけで済んでいるんですが。



実はこれ一度片づけたんですが4月に大きい余震があつて、また全部ぐちゃぐちゃですよ。もう絶望でしたね。修理をお願いしようとも思ったんですが、設計とかをやってくれた担当の方も被災しちゃったんで直してもらえなかったんです。その方は、妊娠されていた奥さんと、まだ小さなお子さん2人を震災で亡くされて、自分だけ生き残られたんですね。そんな状態だったので、修理してもらわなくてもなかなかいかなかったですよ。でも、こんなパーティションとか本なんか直せばいいだけなんですよ。幸いなことに、うちの事務員の方は棚のところに避難して怪我もなかったんで、そういうのを全部立て直して、普通に事務所として活動して、津波とか震災とかで苦しんでいる方のために動くはずだったんです。だけどその後に私たちが襲ったのは原発の被害です。



震災の当日なんですけど、私は被災の時は成田空港にいました。留学先のバー

クレーでちょうど日本法のシンポジウムが開かれるという事で、それに出席するために成田にいたんですけれども、その時に被災したんです。東京もみんな大変だったんですよ。今日来てくれているみなさんにもそれぞれ、あの日の

体験がありますよね、家に帰れなかった人とかもいるのかな、みなさんそれぞれあったと思います。私は、成田から交通手段を失っちゃったんで、色々な国の方々と一緒に乾パンとか寝袋とか配られて1晩過ごしましたが、そのとき子供とか家族のみんなはいわきにいました。そして、私は次の日に報道で原発の爆発を見ました。そのとき、ああ子供たちは死んでしまったかもしれないと思いました。これから一人でどうやって生きていくのか、あるいは被曝した家族とどうやって生きていくのか、そういうことを考えました。私たちは相馬・いわきにいてことで、特段原発訴訟とかをやっていたわけではないですけど、普段から何か起きたら原発の被害を受けるんだらうなということは思っていました。ですので、地震の直後からツイッターで色々言っていたんですね。逃げると、東京に逃げて来いと。でも逃げようにも、逃げる途中で動けなくなったり事故に遭ったりするかもしれないからどうしようとか、逃げられないかもしれないとか、そんなやり取りをずっとしていました。ただ家族は避難の準備はしていましたから、原発の最初の爆発をテレビで見てすぐにみんなで東京に避難しました。それからは毎日、東京から震災の報道を見ていました。

東京に来るときは、家族はいわきの家から車で半日くらいかけて一般道を来たみたいです。その時には…まあ今でもそうなのかもしれませんが、外に出たときにどれくらい被曝するのかっていうのは明らかになっていなかったんで、夫は子供たちが被曝しないように、濡れたマスクをさせて雨合羽を着せて、裾のところにガムテープでぐるぐる巻きにして、体を全部覆い隠して、泣いている子供達を車に乗せてひたすら数10キロくらい走ったそうです。数10キロとか数100キロとか走って、その時に初めて、ひょっとしたら大量に被曝しちゃっているかもしれないけど、それでもとにかく今は一応生きているんだなって思えたって、夫は言っていました。

そのあと数日してからですね、夫の両親はいわきの北の方でギリギリ避難地区に入るかどうかというところに住んでいたんですが、震災直後もそのまま住み続けていたんですね。でもライフラインが止まり、物資がなくなりってことになりましたので、迎えに行こうという事になりました。3月15日の事ですね。夫は、緊急に復旧した常磐道を、70歳を超えたお母さんを乗せてきました。このお母さん、生まれてこの方高速道路とか乗ったこともないような人でしたが、ガタガタの常磐道を走ってなんとか避難してきました。でも、その日って3

号機が爆発していたんですね。その日は、風向としては大量に被曝するような状況ではなかったみたいなんですけど、ちょうどそのくらいの時に、迎えに行くとって感じですね。

東北に縁のある方は、何か関わりがあったり、色々気持ちがあったりすると思います。私はそういう体験をしましたので、子供の被曝量がどうか、何ミリシーベルトがどうか、そういうのは目の前の問題です。この中には、そういう事があまり身近に思えない方もいらっしゃるかもしれませんが、それは私の子供の同級生に起こっていることで、同級生のお母さんと毎日泣きながらメールをしたりしている、そういうのがまさに今の状況です。

それで、被災地の弁護士たちの活動ですが、とりあえず福島県の弁護士は、何が起きているのか分からないという事もあって、いったん外に出たそうです。そういえば、検察についての報道にありましたけど、被疑者を釈放しちゃったみたいですね。まあそのままにするっていうのも難しいですからね、色々あるとは思いますが。また、裁判所も物理的に色々被害を受けたみたいです。後から聞いた話ですが、福島地裁のいわき支部は屋根とかダクトとか空調とかいろいろ落っこちてきちゃって大変だったみたいです。昨年耐震工事を終えたばかりだったんですが、これがなかったら崩れちゃっていたんじゃないかって、よかったギリギリだったねって、今だからこそ笑い話ですけどね。あと、郡山も裁判員裁判に使っていた部屋の屋根が落っこちちゃったみたいです。それで、今はそこが使えないので郡山では裁判員裁判が一時的にできないとか、そういう状況だったみたいです。まあそういう感じで、みんな大変な被害を受けました。それでプラスして原発事故も起きてしまったので、みなさん一旦それぞれに避難をしました。そういう状況ですので活動としては、まず実態を把握したり各会の会員の安否確認をしたりして、さあこれからどうしようかと、まずそういうことが始まりました。

ちなみに、他の地域も含めて、弁護士さんたちがどういう津波被害に遭ったかってご存知ですか。まあ地元紙以外はあんまり報道されていないかもしないですね。あの辺りの地域、沿岸部はひまわり事務所と法テラスの事務所ばかりだったんですよ。三陸から、気仙沼から、石巻から、ひまわり基金の事務所が軒並みあったんですけど、大変な目に遭っていますね。皆さん津波で胸くらいまで水に浸かったそうです。津波の時、講演中だったという方の話も聞きま

した。その方は女川で講演をされていたんですが、講演中に津波が来たので、会場の1番上まで登って、屋上のボイラー室の鉄の扉を開けて、その中に10人くらいでギュウギュウ詰めになって津波を凌いだみたいですね。そういう話を聞くと、なんか本当に何かに生かされているなって感じですよ。

あと、気仙沼の弁護士さんの話もありまして、その方は震災の日、石巻に管財の仕事で行っていたそうです。そうしたら津波が来まして、それで車で逃げようと思ったら流されちゃっていて、ブロック塀になんとかしがみついてよじ登って、上にいた人に引っ張り上げてもらったっていう方がいました。実は、それは私の仲間なんですけど、凄い体験ですよ。

なんかそんなことが本当に起こってしまったんだなって思いますね。あの日から色々なことがすごく変わったんですよ。あの日、津波の被害に遭った事務所は、もう皆さんがテレビで見るようなホントもう鉄筋の骨組みだけになっちゃっている状態です。そんな事務所では何をしているのかっていうと、一日に何時間かは記録の泥さらいをしている状態ですよ。コンピューターのデータなんかは流されちゃったりして、大変な状況だなって思います。もちろん依頼者の方についても、あれだけの人が亡くなっていますから、その安否の問題もあります。その安否も、家族ごとになくなっていく方もいますから、一つ一つ確認していかなくてはならない。もうその作業だけで、心が壊れてしまいそうです。

そんな中で自分たちも被災しているわけですけど、福島県の弁護士会として何をしているか、どうしていこうかっていう事ですよ。まず、我々の周りの動きからすると、東京に避難した人の避難所に法律相談に行きました。それから、3月から4月下旬くらいには、いわきに戻って避難所に行きました。避難所では、どこに誰が何人いるのかの確認から始めていくんですよ。そして、避難所で相談を受ける中で公的ニーズを吸い上げるという事をしなくてはなりません。こういうとき事務所にキョトンと座っていたのでは意味がない、これはまさに私の実践分野でもありましたし、こういう気持ちは被災地で共有できていたかと思えます。いわきなんかは弁護士過疎ですから、弁護士が少ないので、それぞれが歩み寄って、困っている人から話を聞いていくということをしていくわけですよ。

そのなかで今できることをやっていくんです。例えば緊急の貸し付けはここ

で受けられるとか、こういう手当が必要ならここに行けとか、相続はどうとか、財産を失ったらどうするとか、そういうことを学びながら、同時にアウトプットしていく作業をしていました。それで、そういう相談を受けていくうちに、全国でどういう問題が起こっているかってことを把握してくる。そうすると、現在の法律の枠組みの中で、救われるものと救われないものっていうのが分かってくる。それをメーリングリストで共有したりして、国会に声を届けていく。例えば、ローンの問題とか災害弔慰金の支給とかそういう問題について、枠組みが不十分なところを、現場から提言していく、こういうことも弁護士としてやっています。被災者の救済の運動ですよ。あと、これからは原発の賠償問題も大きく関わってくることになるんだろうなあとと思っています。

X 震災後、弁護士として何をすべきか

ちなみに、さっき言ったような震災絡みの問題があったときにどう対応すればいいかっていうことについて、弁護士会ニュースというガイドラインみたいなものがあるんですが、その作成にあたっては福島県のどなたかと縁のある東大のロースクール生が有志で手伝ってくれていましたね。彼らが県弁護士会の法律相談の解答のリサーチとか、そういうことを協力してくれています。まあ多少間違いなんかもあったりして、リサーチが足りないとか、最新の情報じゃないぞとかありますけどね、そういうものについてはフィードバックしたり、色々連携しながらやっています。

そういう活動もあるんですけど、まあこういうものに参加していなくても、気持ちの上で、3月11日以降何も変わっていないとしたら、今後弁護士をやっていくうえで、多分ダメでしょうね。今日、ここに来た皆さんには、この時に世の中の何が変わったのか、これが最後に私からのメッセージとして皆さんにお伝えしたいことなんです。

皆さんはこれから司法試験を受けて、修習生になり、弁護士や、検察官、裁判官になるわけですけど、皆さんがロースクールに入ったときの世界と、今の世界は確実に違います。それを実感している人も、していない人もいますが、実感していない人は鈍感だと思います。世の中のすべての事、企業

の仕事でも個人の仕事でも、日本でも世界でも、すべて変わっています。日本の主軸の産業とか、円の価値とか、世界的な地位、信用、あと日本人として生きていくことの優位性なんかも。もっともっと日本が弱くなってしまえば、語学がマストになって、出稼ぎに行く人も増えるのかもしれない。企業法務をやる人だって、日本がこんな状況で投資する意味がないなら、工場だって海外とかに出で行っちゃうわけですから、これまでと違う広がりがありますよね。多分、就職とかも適当にしていられないですよ。今回の震災では大きな津波、それも津波だけなら三陸の問題だけだったのかもしれないけど、あの辺は工場もたくさんあるし、日産も高級エンジンかなんか作っていましたからね。そういうことで、この震災は世界とすごく連動しています。

だから、自分がどういう分野でどういう活躍をして、この世の中でどういう働き方をしたいのか。どういう層の人がどのような法律サービスを求めているのかについて考えていなければ、おそらく法律家として生きていけないんじゃないかと思います。例えば渉外事務所だって、あり方とか規模とか変わっていくと思うんですよ。そして、それが自分にとってどういう意味があるのか、そういうことは絶対に考えないといけないですね。もちろんひまわり事務所も、沿岸部で活躍しています。引き続き、ひまわりは全国のゼロワン地域解消に向けて活動していきます。そして、沿岸部でもずっと復興のために活動していきます。今日この話を聞いて、これを目指したいと思ってくれた人は、そういう支援事務所に就職して、経験を積んで、復興とか街づくりに協力してほしいですね。

皆さんが弁護士になるとき、まあ人によっていつなれるのかは分かりませんが…それはシビアか（笑）。そのときにやれることってというのが絶対にあると思います。こういう意識が必要だってことはずっと変わらないですね。きっと原発の事もまだやっていると思いますしね。例えば、東京に住めるのかどうか、そういう問題にどう対応していくのかとかね。試験に受かることはもちろん大事ですが、今はただ単に試験に受ければいいっていう状況ではないのかもしれない。そういう目で考えていくと面白いかもしれませんね。

そういえば、阪神大震災のときは修習生が一般ボランティアとして何十人も入ったみたいですね。そのとき私は受験生で単にへえーって思っていたんですけど。もちろん勉強も大事なんですけれど、色々な形でこういうことに関わっ

てみて欲しいですね。例えば週末にちょっと行ってみるとか。そうすると、いかに自分が非力で気が利かなくて、頭でっかちなばかりで無力かということに気付くかと思います。それを一日やってみると、自分にはこの道しかないなどか、そういうことを実感できるかもしれないですね。自分なりにやれること、物資を何かしたりとかそういうことをやってみる、もしかしたらロースクール生だからこそやれることもあるかもしれない。今日、私のこの話を聞いたのは何かの縁だと思って、そういうことを考えてみてほしいですね。

XI おわりに

なんていうかこんな風に淡々と話してきましたけど、私、実はもうへろへろです。震災後の避難生活で何もかも変わりましたね。子供は東京に避難したきり福島の家には戻っていません。子供に「マンションは爆発してなくなっちゃったの?」とか「お友達はどうなったの?」とか聞かれるんです。もうある程度分かる歳なんですね。じゃあちょっと家に戻ってみる?って聞くと、「怖いから嫌だ」とか「爆発してるからダメなんでしょ?」とか言われますね。下の子はまだ3歳なんですけど、「地震で保育園もいっぱい揺れたけど、先生が守ってくれたから大丈夫だった」とか聞くたびに、本当に先生ありがとうって思いますね。

でもそんな中でも、自然豊かなところで子供を育てて、その中で自分の学んだことを活かしながら生きていけば、良いことあるなあって思いながらやっています。だから、皆さんには普段の生活の中で迷いがあったり、自分はこの世界に向いてないとか、色々悩みを抱えていると思いますが、絶対に自分の個性を生かした仕事があるんだと信じて進んでいけたら、多分幸せな法律家ライフが待っていると思いますよ。

今日は、ちょっと話が長くなってしまいましたね。この話が役に立ったのかどうなのかよく分かりません。だけど、皆さんがちょっと何かを考えるきっかけになったとすれば、私が今日来た意味があったと思います。

今日は本当にありがとうございました。

(以上)

《掲載に寄せて》

東日本大震災から1年が経とうとしています。福島原発事故による損害は、あまりに甚大で、いまだゴールが見えません。この果てしない戦いに、多くの法律家が挑んでいます。弁護士は、現場を駆け回って住民の声に耳を傾け、ときには代理人として、ときには紛争解決センターの仲介委員として、日々、新しい問題と格闘しています。どうか、これからの時代に対応できる、やわらかい頭とあたたかい心を持った法律家になれるよう、切磋琢磨して下さい。いつか、あなたを必要としてくれるであろう、誰かのために。

2012年3月 松本三加

